

労務 ROAD

■キャリアアップ助成金「正社員化コース」拡充について

政府は経済活動の活性化を最優先事項として掲げ、賃上げや業績向上に向けた取組を支援しています。令和5年度補正予算案では、労働者のキャリアアップを支援する「キャリアアップ助成金」にも拡充が盛り込まれました。今回は先日発表された、キャリアアップ助成金拡充の内容についてご案内します。

以下内容は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に適用されます。

助成金の金額（拡充）

正社員化のさらなる促進のため、助成額を以下の通り見直します。支給対象期間を現行の「6か月」から「12か月」に拡充します。拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

企業規模	現行	拡充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42.75万円	60万円

※有期から正規の場合の助成額。無期から正規の場合は上記の半額。
※1人目の正社員転換には、後述の加算措置があります。

対象となる有期雇用労働者等の要件緩和（拡充）

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上」に緩和します。

対象となる有期雇用労働者の雇用期間	現行	拡充
	6か月以上3年以内	6か月以上

※有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者については、助成額は「無期から正規」の転換と同額とする。

正社員転換制度の規定に係る加算措置（新設）

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 ※1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ)	新設
	20万円 (大企業 15万円) (1人目の転換時に①+③で合計100万円 (大企業75万円) 助成)

※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

多様な正社員制度の規定に係る加算措置（拡充）

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度規定に関する加算額を増額します。

「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 ※1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ)	現行	拡充
	9.5万円 (大企業 7.125万円)	40万円 (大企業 30万円) (1人目の転換時に①+④で合計120万円 (大企業90万円) 助成)

※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

【厚生労働省より】

VOL.882
(2312-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：君野・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

↓ご案内はこちら↓

～中小事業の労働保険事務は「労働保険事務組合」への加入が便利です！～

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

- ✓ 事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。
- ✓ 労働保険料の分割払いで負担軽減（年3回の分割納付）
- ✓ 事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

12月労務スケジュール

- ・ 年末調整
- ・ 賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）